

## 「第1節 防災の理念等」（案）について

### 1 概要

京都基本構想の策定及び防災基本計画（内閣府）の修正等に伴い、震災対策編、一般対策編、事故対策編に共通する「第1節 計画の目的と内容」を、これまでの考え方を継承したうえで「第1節 防災の理念等」として全面的に改正するもの。

### 2 改正概要

#### （1）構成

| 旧            | 新          |
|--------------|------------|
| 第1節 計画の目的と内容 | 第1節 防災の理念等 |
| 1 計画の目的      | 1 防災の理念    |
| （1）計画の目的     | ・・・・       |
| ・・・・         | 2 背景       |
| （2）計画の理念     | ・・・・       |
| ・・・・         | 3 計画の目的    |
| 2 計画の内容      | ・・・・       |
|              | 4 計画の内容    |

#### （2）主な内容

京都基本構想、防災基本計画の理念、令和6年能登半島地震を踏まえた国の災害対応の在り方ワーキンググループの報告の内容を「1 防災の理念」、「2 背景」に反映した。

- ・ 防災は京都市の行政上最も重要な施策である。 【防災基本計画】
- ・ 「防災と減災」を防災の理念とする。
- ・ 地域住民、地域団体、市民団体、地域企業、行政機関といったさまざまな主体が、それぞれに備え、連携・協働し、防災・減災・復興に取り組んでいく必要がある。 【京都基本構想】
- ・ 京都のまちは、自然災害や感染症の脅威を経験し、立ち直ってきたが、その土台には歴史の中で育んできた重層的なひとのつながりがある。 【京都基本構想】
- ・ 住民自治の伝統や支え合いの精神と実践の双方の希薄化が懸念 【京都基本構想】
- ・ 災害関連死防止、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換、N P Oや民間企業等との連携強化、事前防災や復興事前準備等の必要性が認識された。 【災害対応の在り方WG報告】

## 第1節 防災の理念等

### 1 防災の理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、京都市の行政上最も重要な施策である。

災害の未然防止を図ることに加えて、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「防災と減災」を防災の理念とする。

防災対策の実施に当たっては、地域住民、地域団体、市民団体、地域企業、行政機関といったさまざまな主体が、それぞれに備え、自助（セルフサポート）、共助（コミュニティサポート）、公助（パブリックサポート）として役割を明らかにし的確に実施していくとともに、連携・協働し、防災・減災・復興に取り組んでいく必要がある。また、人的資源や行政機能が徐々に縮小していく未来においては、新しい公共による幅広い主体との連携と、新たな団体や活動と既存の取組を有機的に接続していかなければならない。

### 2 背景

京都のまちは、長い歴史の中で幾度もの戦乱を経験し、その都度、復興を遂げてきた。また、過去四半世紀の間においても自然災害や感染症の脅威を経験し、立ち直ってきたが、その土台には歴史のなかで育んできた重層的なひとのつながりがある。自治会や自主防災組織等の地縁組織による地域活動が基礎となり、危機に直面しても、屈することなくそれを乗り越え、粘り強く元の状態に戻るしなやかさが、「地域力」「市民力」として根付いている。

一方で、近年、若年層の流出など人口動態の変化により、地域における人間関係の弱体化だけではなく住民自治の伝統や支え合いの精神と実践の双方の希薄化が懸念されている。さらに観光客、外国人の増加など防災をめぐる社会構造が変化していることに加え、気候変動や自然災害の激甚化、感染症の流行など防災・減災対策の重要性が高まり続けている。

京都市では「京都市レジリエンス戦略」に基づいて、レジリエンスの視点による政策の点検・強化と京都が誇る「地域力」「市民力」の更なる強化により、SDGsの達成と「レジリエント・シティ京都」の実現を目指すとともに、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指してきた。

そのような中、令和6年に発生した能登半島地震を踏まえた国の災害対応の在り方ワーキンググループの報告では、災害関連死防止のための避難生活環境の整備等被災者支援の強化や「場所（避難所）」の支援から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換、甚大な被害やリソース不足を補うためのNPOや民間企業等との連携強化、将来の人口動態など社会的特性を踏まえた事前防災や復興事前準備等の必要性が認識されたところである。

### 3 計画の目的

京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、航空機等による集団的大事故並びに大規模なインフラ障害等に対処するため、京都市防災会議が市域にかかる防災に關し、市及び防災関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定めている。この計画に基づき、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取り、もって防災の万全を期することを目的とする。